

○伊勢広域環境組合職員休職規程

平成13年 5月17日

組合規程第7号

第1条 伊勢広域環境組合職員の休職の取扱及び方法は、職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例によるもののはか、この規程の定めることによる。

第2条 職員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを休職することができる。

- (1) 心身の故障のため長期の休養を要するとき。
- (2) 事務の都合により必要あるとき。
- (3) 刑事事件に関し起訴されたとき。

2 全公の休職期間は、第1号のときは、在職1年未満の者は1か年、在職2年未満のものは、2か年、在職2年以上のものは、2年6か月、第2号のときは1か年とし第3号のときは、その事件の裁判所に継続中とする。ただし、前項第1号のときで特別の事情により管理者が必要と認めた場合は、3年を超えない範囲内で延長をすることができる。

第3条 休職満期となったときは当然退職する。

第4条 第2条第1項第2号の規程による休職者に対しては事務の都合により復職を命ずることがある。

第5条 休職者にして休職期間中その事故が消滅したときは、速やかにその旨管理者に届け出なければならない。

2 疾病により、休職中の者から前項の届出があったときは、管理者は、その者を指定する医師により診断せしめ、勤務に支障がないと認めるときは、復職を命ずるものとする。

2 前項により、復職を命じた日から10か月以内に、同一疾病により長期の休養を要するときは、全休職期間に通算する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。